

第1回 名古屋市地域公共交通協議会 議事概要

日時：令和5年2月13日（月）10:00～11:45

場所：名古屋市役所 西庁舎12階12C会議室

会議次第

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 議題

（1）審議案件

名古屋市地域公共交通協議会の設立について 資料1

- ・協議会規約等の承認について 資料2～資料6
- ・会長及び副会長の選任・監査委員の指名について
- ・令和4年度 名古屋市地域公共交通協議会予算について

（2）その他案件

- ・名古屋市地域公共交通計画策定に向けて 資料7
- ・地域公共交通計画に係る国の制度概要について（中部運輸局）

4. その他

—配布資料—

出席者名簿

配席図

資料1 地域公共交通協議会の設立

資料2 名古屋市地域公共交通協議会設置規約（案）

資料3 名古屋市地域公共交通協議会地域公共交通部会規程（案）

資料4 名古屋市地域公共交通協議会財務規程（案）

資料5 名古屋市地域公共交通協議会事務局規程（案）

資料6 名古屋市地域公共交通協議会傍聴要領（案）

資料7 名古屋市地域公共交通計画（案）について

名古屋市地域公共交通協議会スケジュール（案）

地域公共交通について「活発で良い議論ができる会議のために。」

名古屋交通計画2030（案）概要版

議事概要（議題部分）：

（１） 名古屋市地域公共交通協議会の設立について

◆ 名古屋市地域公共交通協議会の設立

事務局 ・ 資料１に基づき説明

出席者からの意見なし

◆ 協議会規約等の承認について

事務局 ・ 資料２に基づき説明

多田専務理事 ・ 資料２ 協議事項の第２条（３） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金、（５） 協議会の目的を達成するために必要なことについては問題ない。
・ 資料３ 部会規程の第２条 協議事項になるが、（１） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金、（２） その他部会が必要と認める事項と記載がある。
私は、タクシー協会の代表ですので、個別輸送をどのように扱うのか、この文章の中からそれをどのように読み取るべきなのか、議事録に残してほしい。

事務局 ・ 部会についてはこれから説明させていただくが、協議会は活性化再生法に基づき設置する。
・ 今後、地域公共交通計画の策定に向けて、名古屋市としてみなさんと協力・相談しながら進めていく。以前から、タクシー協会からは、個別のタクシー事業者の意見を反映してほしいと聞いているので、どのように意見を聞いていくかについて事務局として考えていきたい。

多田専務理事 ・ 私が言いたかったのは、この地域公共交通会議で全ての交通を取り扱うことが大前提だということ。
・ 当然タクシー以外もあり、そういったものが、この中できちんと読み取れるようになっているのかという問い。

事務局 ・ 鉄道、バス事業者など各運行事業者に出席していただいているが、相互に情報共有をし、より良い交通ネットワークを組めるように進めていきたいと考えている。

松本教授 ・ 資料２の目的のところに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づくところがあるので、バスだけではなく鉄道あるいはタクシー、その他の公共交通全てが関わる。
・ その中で、「規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。」というのが目的。
・ そして、第２条の（５）には「前４号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。」これについては、タクシーをはじめとする全ての公共交通が値すると思われる。

- 加藤教授
- ・道路運送法上の地域公共交通会議と活性化再生法の協議会を併せて規約をつくっているためわかりにくくなってしまうが、この会議は資料2の第2条3項は道路運送法上の地域公共交通会議のことであり、第2条第1項、2項、4項は活性化再生法のことになる。この会議はバスのことしか協議していないように見え、もっとタクシーのことも考えて欲しいということ。
 - ・松本教授も言っているとおり、活性化再生法に基づくものなのでタクシー協会から発意していただければ、十分議論できる。
 - ・2月10日金曜日に、地域公共交通活性化再生法の法改正が閣議決定され、地域公共交通等において鉄道やタクシーについて、もう少し核心を突いて検討するようなスキームが改正案に書かれている状況。これは国会審議を待たないとわからないが、これができるとこの辺りの書き方についても併せて変わってくるのではないかな。
 - ・新しい法律でできた鉄道やタクシーの協議運賃の仕組みなどについて効力を発しないので、そういった変更は視野に入れておくべき。
- 事務局
- ・協議会設置規約については、より良い内容へと変わっていくものだと考えている。

出席者からの意見なし

- 事務局
- ・規約の承認をいただいたので、協議会を設置、規約に沿って進行させていただく。
 - ・規約の別表に基づき、本日ご出席の団体または機関等のみなさまに委員への就任を行う。また、就任に関する事務手続きについては、後日改めて依頼する。

事務局から名古屋市地域公共交通協議会設置規約（案）を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

◆ 会長及び副会長の選任・監査委員の指名について

- 事務局
- ・会長・副会長の選任については、名古屋市地域公共交通協議会設置規約第5条に基づき、会長・副会長を互選により選任する。
 - ・会長・副会長の選任を行うが、資料2の名古屋市地域公共交通協議会設置規約第5条の規定により、会長、副会長の推薦があれば発言いただきたい。
- 殿島委員
- ・交通分野に精通している名城大学の松本先生を会長に、また、名古屋大学の加藤先生を副会長に推薦する。
- 事務局
- ・公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会殿島常任理事から会長に松本教授、副会長に加藤教授の推薦をいただいた。
 - ・委員の選任について、会長は松本教授、副会長は加藤教授とする。
- 松本会長
- ・この名古屋市でも地域公共交通会議が立ち上がり、名古屋市をはじめ、周辺自治体に

も大きく影響するため重責を感じているが、多くの関係の方々が居るので、みなさまの協力を得ながら進めていきたい。

- ・地域公共交通会議協議会は先ほど説明があったように、道路運送法、活性化再生法に基づく会議ではあるが、おそらくそれ以上のものが求められている。これだけ多くの交通関係者、住民の方と名古屋の交通について議論できることが、大変大きなことだと考えている。
- ・最先端モビリティという話もあったが、もちろんハード的なものも必要だが、それ以上に制度的なソフト面での最先端が求められている。簡単に言うと、公共交通機関同士の「競合」から「協調」へ変わること、これが大切。
- ・ヨーロッパでは協調できている地域がたくさんあり、日本の中ではまだまだ少ない。そういった意味では名古屋が最先端を行き、協調できるようにみなさまに協力をお願いしたい。

加藤副会長

- ・このような会議では、言わないといけないことはきちんと発言していきたい。
- ・地域公共交通会議の制度ができたのは2006年であり、2007年からの間、名古屋市に地域公共交通会議がなかったのは、必要なことからではあるものの、いつかはできるのだろうと考えていた。
- ・2005年に国交省の業務を行ったときに地域公共交通会議の制度を提案し作っていただいたという産みの親のような立場であるため、出来た以上はこれを活用して良い公共交通をつくっていかねばいけない。
- ・30か所以上の地域公共交通、協議会を担当しているが、いよいよ名古屋市でも始まるので、こちらでは細かいディテールを協議していくことになるが、ディテールは得意なのできちんとサポートしていきたい。
- ・2月10日に法改正が閣議決定したということで、国会審議なので分からないが、順調にいけば4月頃には採決、そこで可決されれば10月などの秋ごろから来年度中に制度が変わる。この法案は既に国交省のホームページに出ており、鉄道やタクシーについてもこの協議会で効力が出せるようになる。
- ・私は交通政策審議会の委員を務めて間もなく10年になるが、一貫してその検討を行ってきたが、実は国の審議会の定年は10年なので、今年の3月13日で10年を迎え任期終了となる。この10年間ずっと活性化再生法などを見直し、関わってきたので、今回それが良い方向へ作用する年になる。
- ・自分がずっと考えてきたことを、名古屋に活かしていきたい。名古屋が最先端モビリティ都市であるという強い自覚があるので、もっと伸ばしていくことをこの会を通じて協力させていただきたい。是非皆さんで議論を深めて名古屋をより良い街にしていきたい。

事務局

- ・次に、名古屋市地域公共交通協議会設置規約の第10条の規定によりまして会長に監査委員を指名していただく。

松本会長 ・ 監査委員については、名古屋商工会議所白木企画部長を指名する。

事務局 ・ ここから松本会長に議事の進行をお願いする。

事務局 ・ 資料 3 に基づき説明

事務局から名古屋市地域公共交通協議会地域公共交通部会規程（案）を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

◆ 名古屋市地域公共交通協議会財務規程（案）、名古屋市地域公共交通協議会事務局規程（案）、名古屋市地域公共交通協議会傍聴要領（案）について

事務局 ・ 資料 4 ～ 6 に基づき説明

松本会長 ・ 資料 4 名古屋市地域公共交通協議会財務規程（案）第 3 条予算の補正について、「規定予算に補正の必要な生じたとき」ではなく、「規定予算に補正の必要‘が’生じた」と修正してほしい。

事務局 ・ 指摘のとおり訂正する。

・ また、資料 4 名古屋市地域公共交通協議会財務規程（案）第 8 条決算等について、「規約第 1 1 条に定められた監査委員の監査を受け」とあるが、「規約第 1 0 条に定められた」と併せて訂正する。

事務局から名古屋市地域公共交通協議会財務規程（案）、名古屋市地域公共交通協議会事務局規程（案）、名古屋市地域公共交通協議会傍聴要領（案）を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

◆ 令和 4 年度 名古屋市地域公共交通協議会予算について

松本会長 ・ 名古屋市地域公共交通協議会財務規程に基づき、令和 4 年度名古屋市地域公共交通協議会予算を諮る。

事務局から令和 4 年度名古屋市地域公共交通協議会予算を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

(2) その他案件

- 松本会長 ・ 議題（２）のその他案件について進める。
- 事務局 ・ 資料７及び名古屋市地域公共交通協議会スケジュール（案）に基づき説明
- 山内委員 ・ 名古屋市地域公共交通協議会スケジュール（案）について、来年度４回ということだが特に１１月、３月は進捗状況によって、スケジュールが前後することもありうるのではないか。
- 事務局 ・ 来年度、計画策定する上で４回程度は議論する必要があると考えている。スケジュールについては、事前に関係者の方に相談しながら進めていきたい。
- 松本会長 ・ スケジュールについては、柔軟に設定していただきたい。
・ その他どうか。
- 加藤副会長 ・ 本来であれば、この６、９、１１月は予算の編成、協議会、或いは国庫補助の関係がある。特にこの中で厳しいのは３月の計画策定。その基となる、名古屋交通計画２０３０が今年度策定されるものなので、それを前提にして細かいところに入ると更により深く議論が必要になるので、本当に１年でできるのかどうかという懸念がある。
・ 今の段階だと交通計画からどのくらい深めて計画を作っていくべきなのかも見えてこないで、６月には今の計画にプラスして何を深めていくのか明示していただいて、それを３月までにできるということをきちんと検討するためには、より詳細なスケジュールが必要。
・ そうなると事業者さんに個別でお話するとか、地域の委員の皆さんとお話する機会も必要になってくる。法改正の方は早くて１０月に施行されるので、計画策定の時には新法になっている可能性があるので、しっかり議論する必要がある。
・ それと、部会は同じような時期に設定されてるが、例えば９月に議論していると１０月には運行開始は間に合わない。協議会と部会の時期を合わせるというのは、現実的には難しい。
- 事務局 ・ 次回、協議会開催の時に、もう少し詳細にスケジュールを示し、法改正についても含めて考えたい。
・ 名古屋市は公共交通網を全て網羅しているネットワーク図を持ち合わせていないので、まずそこからしっかりと皆様にご協力いただきたい。
・ 部会のスケジュールについても、確かに１０月、４月に新しい交通システムを運行していきたいという思いがある場合には、案件によっては時間がずれる場合もあるが、出来る限り交通事業者様などの負担にならないように同じ日に進めたい。
- 加藤副会長 ・ 道路運送法第２１条であれば、通常手続きに長く時間はかからない。地域公共交通会議ができないから、運行できないといった制約がかからないように。一方で、きちんと検討するということを部会でやっておかないといけない。
- 松本会長 ・ 必要な議論を必要なタイミングで行えるように、あくまでもこのスケジュールは例ということで、だいたいこれくらいの時期に行いたいということですが、部会の状

況に合わせた議論をしていきたい。

- ・道路運送法第21条ならば、この場での承認は必要ないが、これだけの公共交通に関する交通事業者が集まっているのでしっかりみなさんで協議してもらい、全体としてふさわしいかどうか議論してもらいたい。

多田委員

- ・名古屋交通計画2030策定に向けて調査事業を行っていると思うが、そこで網羅されているのか。
- ・資料7-3名古屋市地域公共交通計画（案）の内容に、新たな移動環境の形成、地域のニーズに応じた移動環境の形成に向けてとあるが、この部分については名古屋交通計画2030の中で地域の新しいニーズを考えているのか、その都度その都度地域の方からニーズを検討していくのか、考え方を教えて欲しい。

事務局

- ・地域公共交通計画策定に向けて、現在も調査させていただいており、今までは距離だけであったが、高低差等も踏まえた状況を調査している。その調査だけではなく、今後は地域の声も踏まえていきたい。
- ・地域の声を踏まえながら、地域公共交通計画で共有し、地域の声を反映していきたい。

松本会長

- ・来年度、調査事業は実施されるのか。

事務局

- ・今年度も調査しており、来年度には示していく。名古屋市としての動向を捉えるような調査は、現在も行っている。

加藤副会長

- ・地域の声を反映して計画策定というよりは、計画策定をして地域の声をどう反映するのかやり方をきちんと決めることが大切である。
- ・地域公共交通計画の計画期間は2024年から2028年までになると思うが、計画期間を5年とすると他都市では5年間絶対変えられないとなり、硬直的になっている事例もあるので、もう少し柔軟にしていけるべき。
- ・地域公共交通計画の場合、路線が変えられなくなるので計画改定を行っていたりする。

随時皆さんの声を伺いながら、市として意見交換をする中で考えを整理し、その中でできることを合意できたら進めていくような仕組みができるということを、計画の中に書くことが重要。

松本会長

- ・枠組みを計画に位置付けるということであり、どうやったら地域主体となった公共交通を検討できるのか、どのようにしたら地域にふさわしい交通が実現できるのか。事例収集しながら、市の実態に合わせて位置付けることが大切。
- ・枠組みをつくる際に、地域の方の意見を聞く必要があるが、どのような形で地域住民の意見を反映するつもりなのかがこのスケジュールでは見えないので、事務局は考え方を示す必要がある。よくあるのは地域説明会、懇談会、ワークショップ、パブリックコメント等がある。
- ・名古屋の地域公共交通計画でマストなのは、近隣自治体との調整である。幹線の位

置付けについてはどのように考えているのか。

事務局

- ・地域の意見については、パブリックコメントは確実に実施するが、どのように進めていくかは検討中。
- ・今のところ計画区域は名古屋市内を想定している。ネットワークを考える中で、意見交換が必要な近隣市町村には、情報共有しながら進めていく必要がある。
- ・周辺部でも地域公共交通会議が開催されているので、そういうところと情報共有していきたい。

◆ 地域公共交通計画に係る国の制度概要について

山内委員

- ・中部運輸局愛知運輸支局より資料説明

松本会長

- ・地域公共交通協議会では、路線・ダイヤ・運賃を決めることができ、このメンバーが決めた内容が実現し、住民の生活に直結していくので広い視点を持って全体的にどうなのか検討し、議論していただきたい。

横井委員

- ・子育て代表として参加させていただいているが、男女平等参画等の委員も務めさせていただいている。
- ・審議会の男女比率について、男性ばかりであるという印象を受けている。もちろんポストの問題もあり仕方ない部分もあるが、色々な視点が必要。女性の方が活躍している企業もあるので、色々な視点で意見を交換できるような環境が大切ではないかと考えている。

事務局

- ・交通事業者は男性が多い傾向にあり、交通については子育て中の方の意見を聞くことも重要。様々な方の意見を踏まえながら進めていきたい。

松本会長

- ・地域公共交通会議に関して、各交通事業者は男性が多い傾向にあるので計画策定にあたっては、女性の声も伺っていくべき。

◆ 名古屋交通計画 2030（案）について

事務局

- ・事務局より資料説明

川本委員

- ・基本理念のところに交通計画とまちづくりとの連携が掲げられており、このまちづくりプランと地域公共交通計画についてどのような形で連携していくのか教えて欲しい。

事務局

- ・名古屋交通計画 2030（案）についてパブリックコメントが終わった段階で、名古屋市交通問題調査会でも検討を進めてきた。
- ・都市計画マスタープランや立地適正化計画とも連携しながら、交通だけではなく、まちづくりがどのようにしていきたいのか、移動が伴うような検討をしっかりと進めていきたい。

松本会長

- ・立地適正化計画はマスタープランなので、ホームページを確認すると詳細が掲載されている。このようなものを参考にしながら、我々の計画とも連携を深めていきたい。

い。

- 中村委員
- ・名古屋交通計画概要版の1ページと4ページの挿絵が入っている部分についてだが、港区、中川区のあたりに駅そばでピンク色に着色されている箇所がある。この場所に鉄道駅はないはずだか。これはどのような整理になっているのか。
- 事務局
- ・都市計画マスタープランにも位置付けられているが、南陽地区の交通広場があり、鉄道等が通っているわけではないが鉄道と同程度の交通結節点という解釈で、しっかりとまちづくりを進めているエリアになる。
- 松本会長
- ・南陽交通広場は、現在、市交通局、三重交通、名鉄バスも乗入れているか。
- 事務局
- ・市交通局と三重交通になる。

◆ 閉会

- 事務局
- ・次回の協議会は6月頃を予定している。
 - ・具体的な日程は、改めてお知らせする

以上